

## 令和5年第18回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

令和5年12月19日(火) 午後3時00分～午後4時25分

### 2 開催場所

幕別町教育委員会会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	学校教育係長	酒井 貴範
	総務係長	小野 敦
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

### 4 議 事

- 報告第9号 令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について
- 報告第10号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について
- 報告第11号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について
- 議案第86号 令和6年度幕別町一般会計予算の要求について
- 議案第87号 幕別町義務教育学校開校準備委員会規則
- 議案第88号 幕別町立わかば幼稚園閉園に係る関係規則の整備に関する規則
- 議案第89号 幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程
- 議案第90号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第91号 幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱の一部を改正する要綱
- 議案第92号 幕別町立古舞小学校閉校に係る関係規則の整備に関する規則
- 議案第93号 幕別町義務教育学校開校準備委員会委員の委嘱について
- 議案第94号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第18回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第17回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第17回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(川瀬 吉治)** 事務報告は1点であります。

令和5年第4回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。

お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。

令和5年第4回町議会定例会が、11月30日から12月15日までの会期で開催され、12月12日、13日の2日間にわたり、一般質問がありました。

一般質問は9名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、2名の議員の質問の内容について要点のみご説明いたします。

2ページをお開きください。

通告順3番、小田議員からの質問事項は「社会教育活動の活性化に向けて」であり、(1)「本町において社会教育主事を置いていない理由は」については、令和2年度には教育委員会職員が社会教育主事資格の講習を取得しましたが、人事異動で現在は不在であることを説明し、3ページ中段の「このため」からになります。が、「現在は、組織全体のバランスを考慮した人事異動の中で、配置できていない状況となっており、今後、改善を図ってまいりたいと考えておりますが、北海道教育庁十勝教育局の社会教育主事からアドバイス等をいただきながら、住民サービスの低下を招かないよう努めているところであります。」と答弁しております。

(2)「社会教育士を有効活用する考えは」については、百年記念ホールの指定管理事業者の職員に社会教育士がおり、その資格を活かした役割を果たしていることを説明し、3ページの最下段の「教育委員会といたしましては」からになります。が、「地域づくりを支えるため、地域と多様な主体との関わりをつなげることに加え、機会をとらえ生涯学習に携わる職員を対象として、社会教育士の資格取得に向けて調整を図るとともに、地域の社会教育士につきましても、実施する事業の内容に応じ可能な限り活用することを考えてまいります。」と答弁しております。

(3)「地域課題解決や今後のまちづくりにおける社会教育活動のあり方をどう考えているのか」については、4ページの最後の段落の「そのためから」になります。が、「地域の特性やニーズを踏まえた学習を展開する必要がありますことから、百年記念ホール、札内スポーツセンターや農業者トレーニングセンターで様々な事業を展開している指定管理事業者のほか、関係機関と連携を図り、住民のニーズを捉えながら社会教育活動における事業を推進してまいりたいと考えております。」と答弁しております。

5ページをご覧ください。

質問事項の2つ目、「多様化する教育課題に対応できる組織体制を」であり、(1)「現状の教育課題の中で、それらの解決に向けて十分な体制になっているのか」、(2)「特色ある教育活動の創造に向けて、組織として必要なことは」にはあわせて答弁し、体制については、昨年度に職員定数を29名から32名に増員していることを説明し、次のページになりますが、6ページ2行目「実人員につきましても」からですが、「GIGAスクール構想等関

連業務の増で、学校教育課の職員を1人増員したり、アイヌ文化拠点空間整備事業関連業務の増で、学芸員など生涯学習課等の職員を3人増員するなど、直近5年間で6人増員しているところであります。」と答弁しており、組織として必要なことに対しては、職員研修と係、課を超えた協力体制が必要であると説明し、6ページ最後の段落、「今後も」からになりますが、「配置される個々の職員の潜在能力を引き出し、意欲とやりがいを持って職務にあたることのできる環境づくりに努め、職員同士のコミュニケーションを充実させ、課を超えた連携や協力などで、チームとしての組織力を最大限発揮し、本町の教育施策を進めてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

7ページをご覧ください。

通告順4番 岡本議員からの質問事項は、「不登校対策について」と「小中学校の教員不足や処遇改善について」の質問がありました。

8ページの(1)「不登校の子どもを支援していく上で、今回のCOCOLOプランを受けて今後の町の取組は」には、これまでの本町の取組を説明し、9ページ上から2段落目2行目「今後も」からになりますが、「小中一貫教育の中で、児童生徒と教職員、児童生徒同士の信頼関係の構築に努め、児童生徒の悩みや不安に寄り添う相談体制の再確認、さらには、児童生徒のSOSを見落とさないことなど、一人ひとりに寄り添った対応を進め、学びの保障に努めてまいります。」と答弁しております。

(2)「一人で悩みを抱えこまないよう保護者を支援していく今後の新たな取組は」については、9ページの下から2行目「町といたしましては」からになりますが、「本町独自の取組を含め、現在も様々なアプローチで、不登校の児童生徒やその保護者に対して、支援できる体制を整えておりますことから、現時点においては、新たな取組は考えておりません。」と答弁しております。

(3)「多様な学びの場の確保や指導体制の整備の考えは」については、10ページ中段の「今後も」からになりますが、「子ども交流施設まっく・ざ・まっく」の利用や、一人一台端末を活用した授業への出席など、不登校の児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を進め、学びの保障に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しております。

(4)「不登校の生徒、多様な学びの場での学習の成果について現在の状況と今後の取組の考えは」については、11ページの下段「これまで」からになりますが、「これまで、両取組ともに、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映していることから、「子ども交流施設まっく・ざ・まっく」に通う中学校の卒業生は、ほぼ全員が高校に進学しているなど、本人の進学等の意向等に寄り添う仕組みづくりになっていると考えておりますので、今後も継続して取り組んでまいります。」と答弁しております。

12ページになります。

「2 小中学校の教員不足や処遇改善」については、(1)「本町の教員不足の現状とその対策、今後の方針は」と、(2)「小中学校教員の採用における実態について」は併せて答弁し、小中学校教員の採用や処遇改善は、都道府県教育委員会であると説明し、採用状況等を説明しております。

(3)「教員が抱えている悩みや問題を相談できる仕組み、体制構築が出来ているのか」については、長時間勤務やメンタルヘルス不調等の健康障がいに関する北海道教育委員会での「心の健康総合相談室」での電話相談や面接相談について説明し、13ページ下から3行目の「また」からになりますが、「教職員の勤務条件やメンタルヘルス不調等の相談に関しましては、学校教育課で相談窓口の役割を担っておりますが、学校で教員が生徒指導上の諸課題などに直面した際に、スクールカウンセラーを派遣するなど、トラブル等に直面した際のサポート体制の構築にも努めているところであります。」と答弁しております。

説明については以上です。

菅野教育長 ただ今の事務報告につきまして、何か質疑等ございませんか。

**國安委員** 社会教育士という仕事はどのような役割なのか教えてください。

**生涯学習課長（石田 晋一）** これまでは社会教育主事という職でありました。社会教育主事は教育委員会が発令しないと社会教育主事とはならないのですが、民間の資格を有効に活用できるということで、令和2年度に考え方が変わりまして「社会教育士」となりました。以前こうした資格をもった方は追加で講習を受けて社会教育士という資格を取得できるようになっております。今後、資格を取得する際は、社会教育士の講習を受けて教育委員会で社会教育主事が発令される状況となります。

**國安委員** 仕事としてはどのような仕事をするのでしょうか。

**生涯学習課長（石田 晋一）** 主に町づくり、地域の課題解決、学校と地域を繋ぐ等色々なことが可能性として期待できると思います。

**國安委員** わかりました。ありがとうございます。

**菅野教育長** 他にございませんか。

（ありません）

**菅野教育長** 次に議件に入ります。

日程第5、報告第9号、「令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について」、説明を求めます。

**教育部長（川瀬 吉治）** 議案書は6ページとなります。別にお配りしております、報告第9号別紙をご覧ください。

報告第9号「令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について」ご説明を申し上げます。

令和5年第4回幕別町議会定例会が11月30日に開会し、12月15日までを会期として開会されたところであります。本議会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

補正予算の内容につきましては、10月30日開催の第15回教育委員会、11月28日開催の第17回教育委員会においてご説明した要求内容のとおりでありますので、要求額から変更があった部分のみ説明いたします。

2款 総務費 1項 総務管理費 22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の小中学校感染症対策・学習保障支援事業は、補助金の内示が議案提出までなかったことによる取り下げであります。本日付で、北海道教育委員会から交付決定をいただいております。直近の議会に提案し予算化してまいります。

6目 学校給食センター管理費学校給食維持管理事業は、需用費の電気料の端数整理で千円の減です。

5項 社会教育費 2目 公民館費 3目 町民会館費は、いずれも、重油の単価増によるもので、公民館費で1万2千円、町民会館費で12万5千円の増額になっております。

11月30日及び12月15日の本会議におきまして、議決されたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。報告第9号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、報告第10号、「幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について」と、日程第7、報告第11号、「幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について」は関連がありますので、一括して説明を求めます。

**生涯学習課長（石田 晋一）** それでは、報告第10号「幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について」及び報告第11号「幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について」は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

議案書は2ページから4ページまでと別にお配りの説明資料となります。

本海外研修派遣事業は、外国の生活・文化・教育及び自然などに対する理解を深めるとともに、語学や国際マナーなどを学び、国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てることを目的に中学生を対象として平成4年度から実施しているところであり、研修先は、カナダ、アメリカを経て、平成9年度からオーストラリアとなっております。

なお、高校生については、平成15年度から幕別高等学校、江陵高等学校を対象とし、令和元年度からは幕別清陵高等学校を対象に実施しております。

中学生につきましては、3ページに要綱の抜粋を掲載しておりますが、参加資格は、第4条により、中学2年生で、このほかここにありますが4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条により、本年度は16人となります。

この16人の参加定員を第6条により算出した本年度の学校枠は、幕別中学校2人、札内中学校7人、札内東中学校5人、糠内中学校1人、忠類中学校1人となりますが、第9条第2項では、今申し上げましたそれぞれの学校枠に対して学校長からの推薦者が満たなかった場合は、その分は他の学校の学校枠を超えた推薦者の中から研修生を決定することになり、5校からの推薦者総数が16人に満たない場合は欠員ということになります。

次に高校生につきましては、4ページ下段に要綱の抜粋を載せておりますが、参加資格は、第4条により、幕別清陵高校の1年生で、このほかここにありますが4項目すべてに該当するもので、参加定員は、第5条で3人となっておりますが、第8条第2項では、推薦者が参加定員に満たない場合は欠員ということになります。

本事業の要綱をもとに各学校を通じて募集を行いましたところ、幕別中学校が学校枠2人に対して1人、札内中学校が学校枠7人に対して12人、札内東中学校が学校枠5人に対して6人、糠内中学校が学校枠1人に対して1人、忠類中学校が学校枠1人に対して応募者なしで、合わせまして参加定員16人に対して、20人の推薦がありました。

高校につきましては参加定員3人に対して3人の推薦がありました。

研修生の選考にあたりましては、教育委員会職員によりまず面接を行い、協調性、積極性、英語力などについて審査を行い、議案書2ページにあります中学生16人、4ページにあります高校生3人の計19人を研修生として決定したところであり、今回、面接日程が学級閉鎖等により変更となり、これから結果通知を発送しますが、不合格の生徒については、学校と連絡を密にし、フォローしてまいりたいと考えております。

次に、「報告第10、11号説明資料」、本事業の日程表（案）をご覧いただきたいと思っております。

本年は、7日間の行程で、3月23日に帯広空港を出発し、羽田空港から飛立ち、シドニー国際空港に翌24日に到着し、帰国は、3月28日にシドニー国際空港を出発し、翌29日に帰町する予定となっております。オーストラリアでは、首都でありますキャンベラ市のメルローズハイスクールにおける学校体験研修のほか、視察研修などを予定しているところであります。

なお、日程表につきましては、オーストラリアでのプログラムが変更する場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。引率者につきましては、国際交流員のグリーンハウ・スティーブ氏、忠類中学校の三宅 史人（みやけ ふみと）教諭、それと、生涯学習課社会教育係主査の有田泰浩の3人を予定しているところであります。

また、本研修に際しまして、2月から3月までの間で合計13回の事前研修会を予定しているところであり、帰町後の4月4日頃に町長への帰町報告会を予定しております。

以上、ご説明申し上げまして、報告とさせていただきます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**國安委員** 4月4日前後に町長への報告とありましたが、町長以外の報告の場はあるのでしょうか。

**生涯学習課長（石田 晋一）** こちら側で用意しているものは町長への報告のみですが、各学校で後輩へ向けて報告をすると聞いております。

**國安委員** 学校によっては行かない学校もあるので要望として、やってきたことを記録して来年行きたいと思っている生徒が見れるように資料を、引率の先生にお願いする等工夫すると思います。

**生涯学習課長（石田 晋一）** 事前研修が13回ありますので工夫して今の後輩たちが行きたくなるような資料を考えたいと思います。以前は、研修に行った子ども達と家族とホームステイ先と、フェイスブックでグループを作って研修の状況がリアルタイムで分かったのですが、中学生がアカウントをもって入るところで学校側からの要望もあり現在は行っておりませんので、違う方法で様子を確認できる等、考えていきたいと思っております。

**國安委員** 是非私たちも文章よりも映像で見たいと思っていたのでよろしくをお願いします。

**菅野教育長** 他にございませんか。

**小尾委員** 何点かお伺いします。まず清陵高校から行かれる方の出身中学校も載せていただきたいです。次に、日程表の中に「教育委員会で手配」と記しているところがありますが、どのようなことなのか。3点目、コロナ禍で3年間海外研修を中止していたので行けなかった生徒で希望する生徒がいれば同行することができないのか。過去にメルローズで感染症が流行して1年断念し、翌年希望する生徒も一緒に行ったということがあるので、幕別町でも実現できるのであればどうかという意見、要望になりますがいかがでしょうか。

**生涯学習課長（石田 晋一）** こちらの資料では出身中学校までは確認できませんが、住所で申しますと町内が1人のみですので町内の中学校を卒業したのは1人だと思われまます。参考までに中学校を載せることは可能だと思います。2点目の教育委員会手配についてですが、今までバス等は学校や宿泊先のチャーターもオーストラリアの学校でスクールバスの委託をしているところを手配していただいていたのですが、今回金額的にも高騰しておりまして、こちらで旅行会社を通じてバスを手配するということになりましたので、こういう書き方になっております。3点目です。コロナ禍で丸4年行けていないため議会でも同様の質問がございました。その中では残念ですが、教育委員会としてそういったことはできないと回答しております。個人負担はありますが、町でもかなりの金額を予算要求して確保していて、メルローズハイスクールが来るときは学校単位での参加で全て個人負担となっております。受ける方としましてもホームステイ先などの確保はありますが可能な範囲での対応となっております。

**小尾委員** わかりました。

**菅野教育長** 他にございませんか。

**岩谷委員** 質問と回答を聞いての疑問でしたが、高校生の出身中学校を載せることのメリットが何かという点と、要望に近いですが、日程表の中で自由行動とありますが慣れない海外ですので3人以上のグループにする等、単独行動しないように指導してほしいと思います。

**生涯学習課長（石田 晋一）** 出身中学校の表記については今後検討していきたいと思っております。自由行動については元々班を作っていてグループ単位で動いていただくようにしております。

**小尾委員** 出身中学校を記載することについてですが、以前は幕別高校と江陵高校で行っていてその頃は町内出身者という記載がありました。今回は町内外がわからなく、幕別町としての事業で中学生と高校生を派遣するという所で中学生に関してはどこの地区かわかるようになっていますが、高校生はわからないのでせめて出身中学校でなくてもどこの市町村出身か把握しておいた方がいいという思いです。

**岩谷委員** 小尾委員にお伺いしたいのですが、把握してその後どうするのか。例えば今回は応募が3人ですが5人いて町内3人だった場合、町内の方を優先するのか議論はしないといけないと思っておりますが、どうでしょうか。

**小尾委員** 幕別高校、江陵高校で行っていたときは町内中学校出身の記載があったと思っております。

生涯学習課長（石田 晋一） 令和元年に清陵高校を町として支援する施策のもと、要綱も変えております。したがって、町内出身者に限らず清陵高校の生徒の中から選ぶと変えております。

小尾委員 わかりました。

菅野教育長 他にございませんか。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第10号及び報告第11号につきましては、報告のとおりといたします。

菅野教育長 次に日程第8、議案第86号、「令和6年度幕別町一般会計予算の要求について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 「秘密会」を解きます。

菅野教育長 次に、日程第9、議案第87号、「幕別町義務教育学校開校準備委員会規則」について説明を求めます。

学校教育課長（西田 建司） 議案第87号、「幕別町義務教育学校開校準備委員会規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の6ページをお開きください。

はじめに、本規則の制定経緯であります。令和5年11月28日開催の、令和5年第17回教育委員会会議で、承認されました議件「幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例の申し出」と関連するものであります。

なお、その際、附属機関の名称を「幕別町義務教育学校検討委員会」として承認をいただき、条例改正の申し出をしたところですが、最終的には、附属機関の名称が「幕別町義務教育学校開校準備委員会」と変更になりましたことを申し添えます。

「幕別町義務教育学校開校準備委員会」につきましては、「幕別中学校を活用した義務教育学校の設置に係る方針」の決定に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題について審議するため、令和5年第4回町議会定例会で、「幕別町附属機関設置条例」を改正し、附属機関として加えることについて、議決されたところであります。

条例の中では、所掌事務は、「義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題についての審議に関すること」とし、委員の構成は、地域の保護者代表、関係団体の代表者、識見を有する者とし、定数を10人以内、任期を「審議終了まで」としたところであります。

この度の附属機関は、まぐべつ学園に関する開校準備委員会を設置することを契機として設置されたものですが、今後、他の学園での義務教育学校の開校の際にも同様に設置することを考慮し、附属機関の名称や所掌事務を定めたものであります。

今回の、規則の制定は、議決された「幕別町附属機関設置条例」に基づき、「幕別町義務教育学校開校準備委員会」の組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。はじめに、第1条では、本規則の趣旨を規定するものであります。次に、第2条では、委員会の所掌事務については、

1号で、義務教育学校の校名、校歌及び校章に関すること。

2号で、施設及び設備に関すること。

3号で、教育課程区分及び指導形態に関すること。

4号で、前3号に掲げるもののほか、義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題に関すること。とするものであります。

次に、第3条では、委員会の「会議」について、第4条では「守秘義務」、第5条では「庶務」、第6条は「補則」について規定するものであります。

附則につきましては、この規則は、令和5年12月19日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第87号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第87号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第10、議案第88号、「幕別町立わかば幼稚園閉園に係る関係規則の整備に関する規則」と日程第11、議案第89号、「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程」、日程第12、議案第90号、「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱」、日程第13、議案第91号、「幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱の一部を改正する要綱」の4議件は、関連がありますので、一括して説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第88号「幕別町立わかば幼稚園閉園に係る関係規則の整備に関する規則」から議案第91号「幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱の一部を改正する要綱」まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案書の7ページ、議案第88号「幕別町立わかば幼稚園閉園に係る関係規則の整備に関する規則」であります。この度の制定は、「幕別町立認定こども園条例」が令和5年6月の第2回町議会定例会において議決され、令和6年4月1日に「幕別町立幼稚園設置条例」を廃止することから、関係規則を整備規則により改正を行うものであります。

別紙の「議案第88号説明資料」の1ページをご覧ください。新旧対照表になります。

まず、第1条関係といたしまして、「幕別町教育委員会事務局組織規則の一部改正」であります。「幕別町教育委員会事務局組織規則」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づき、幕別町教育委員会の職員の職の設置について定めるとともに、その分掌事務等、必要な事項を定めているものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所にはアンダーラインを引いております。

はじめに、第8条に規定する「事務局に置くことができる職及びその職務」の表について、わかば幼稚園のみに配置している「教諭長」に係る「係の部」の一段を削り、同様に、第9条に規定する「必要に応じて(事務局に)置く職及びその職務」の表について、「教諭」に係る「教諭の項」の一段を削るものであります。

2ページをお開きください。次に、別表に規定する「学校教育課 学校教育係」の分掌事務について、「10 幼稚園教育の振興に関すること。」を削るものであります。

3ページをご覧ください。第2条関係といたしまして、「幕別町学校給食センター条例施行規則の一部改正」であります。「幕別町学校給食センター条例施行規則」につきましては、幕別町学校給食センター条例の施行に関し必要な事項を定めているもので、「対象学校等」や「給食費の額」などを定めているものであります。こちらは、第2条に規定する「幕別町学校給食センターが給食を実施する対象学校等」の表について、「幕別町立わかば幼稚園」を削るものであります。

4ページをお開きください。第3条関係といたしまして、「幕別町学校運営協議会規則の一部改正」であります。「幕別町学校運営協議会規則」につきましては、地方教育行政の組



織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めているものであります。はじめに、第1条の「趣旨」について、幼稚園の規定を削り、第3条の「学校運営協議会の委員の定数」について、ただし書きの「わかば幼稚園学校運営協議会」の規定を削るものであります。

5ページをご覧ください。次に、別表に規定する「学校運営協議会及びその対象学校」について、「わかば幼稚園学校運営協議会」の部の一段を削るものであります。

議案書の7ページにお戻りください。最後に、下段の第4条関係といたしまして、「幕別町立幼稚園規則の廃止」であります。先ほどご説明申し上げましたとおり、「幕別町立幼稚園設置条例」の廃止に伴い、同様に廃止するものであります。

附則につきましては、条例の施行日と同様に、この規則は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

次に、議案書の8ページ、議案第89号「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程」であります。別紙の「議案第89号説明資料」の1ページをご覧ください。「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程」につきましては、幕別町教育委員会の任命に係る一般職の職員の勤務時間及び休日休暇の割振りなどを定めているものであります。

はじめに、第2条の「職員の勤務時間等の割振り」について、第1号及び別表第1の「幕別町立幼稚園に勤務する職員」の規定を削るものであります。

議案書の8ページにお戻りください。

附則につきましては、この規程は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

次に、議案書の9ページ、議案第90号「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱」であります。

別紙の「議案第90号説明資料」の1ページをご覧ください。

「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱」につきましては、幕別町立学校運営協議会に関する規則に基づき、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくするなど、本会議の設置の目的や業務などを定めているものであります。こちらは、第3条の「連絡会議の構成」について、幼稚園長及び幼稚園の規定を削るものであります。

議案書の9ページにお戻りください。

附則につきましては、この要綱は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

次に、議案書の10ページ、議案第91号「幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱の一部を改正する要綱」であります。

別紙の「議案第91号説明資料」の1ページをご覧ください。

「幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱」につきましては、幕別町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の別表に掲げる職種のうち、幕別町図書館に勤務する者の職務及び勤務時間について定めているものであります。

こちらは、第3条の「図書館司書等の勤務時間」について、議案第89号「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程」に伴い、「第2条第2号」を「第2条第1号」に改めるものであります。

議案書の10ページにお戻りください。

附則につきましては、この要綱は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第88号、「幕別町立わかば幼稚園閉園に係る関係規則の整備に関する規則」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第88号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第89号、「幕別町教育委員会事務局職員の勤務時間及び休日休暇に関する規程の一部を改正する規程」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第89号は原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第90号、「幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱の一部を改正する要綱」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第90号については、原案のとおり可決しました。

次に、お諮りいたします。議案第91号、「幕別町図書館に勤務する会計年度任用職員の職務及び勤務時間に関する要綱の一部を改正する要綱」について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第91号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第14、議案第92号、「幕別町立古舞小学校閉校に係る関係規則の整備に関する規則」について、説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第92号「幕別町立古舞小学校閉校に係る関係規則の整備に関する規則」について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案第92号「幕別町立古舞小学校閉校に係る関係規則の整備に関する規則」であります。

はじめに、制定趣旨であります。幕別町立古舞小学校の閉校に関して、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例」が令和5年3月の第1回町議会定例会において議決され、令和6年4月1日から施行することから、関係規則を整備規則により改正を行うものであります。

別紙の「議案第92号説明資料」の1ページをご覧ください。新旧対照表になります。

まず、第1条関係といたしまして、「幕別町立学校管理規則の一部改正」であります。

「幕別町立学校管理規則」につきましては、幕別町教育委員会の所管する幕別町立学校の管理運営の基本的事項について定めているものであります。こちらは、別表第2に規定する「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の設置」の表について、「幕別町立古舞小学校」を削るものであります。

2ページをお開きください。第2条関係といたしまして、「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部改正」であります。「幕別町立小、中学校通学区域規則」につきましては、学校教育法施行令に規定する就学予定者が就学すべき小学校又は中学校の指定に関し必要な事項を定めているものであります。こちらは、別表第1に規定する「幕別町立小学校の通学区域」の表について、「古舞(小学校)」を削り、「札内南(小学校)」の通学区域に「古舞」を加えるものであります。

3ページをお開きください。

第3条関係といたしまして、「幕別町教職員住宅管理規則の一部改正」であります。

「幕別町教職員住宅管理規則」につきましては、幕別町教員住宅の管理について必要な事項を定めているものであります。こちらは、別表に規定する「教職員住宅の位置及び貸付料等」の表について、次の4ページに渡り、古舞に位置する教職員住宅を削るものであります。

5 ページをお開きください。第4条関係といたしまして、「幕別町学校給食センター条例施行規則の一部改正」であります。「幕別町学校給食センター条例施行規則」につきましては、幕別町学校給食センター条例の施行に関し必要な事項を定めているものであります。こちらは、第2条に規定する「幕別町学校給食センターが給食を実施する対象学校等」の表について、「幕別町立古舞小学校」を削るものであります。

6 ページをお開きください。

第5条関係といたしまして、「幕別町学校運営協議会規則の一部改正」であります。

「幕別町学校運営協議会規則」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めているものであります。

こちらは、別表に規定する「学校運営協議会及びその対象学校」の表について、「さつない学園学校運営協議会」の対象学校から「幕別町立古舞小学校」を削るものであります。

議案書の11ページにお戻りください。

附則につきましては、条例の施行日と同様に、この規則は、令和6年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**岩谷委員** 教員住宅に関しては今後検討するという考えでよろしいでしょうか。

**学校教育課長(西田 建司)** 学校自体もどう使用していくか地域の方とも相談させていただきながら教員住宅も含めて今後の活用について協議していくということでございます。

**菅野教育長** 他にございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第92号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第92号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第15、議案第93号、「幕別町義務教育学校開校準備委員会委員の委嘱について」説明を求めます。

**学校教育課長(西田 建司)** 議案第93号 「幕別町義務教育学校 開校準備委員会 委員の委嘱について」ご説明申し上げます。議案書の12ページをご覧ください。

こちらは、先ほど、議案第87号でご説明申し上げましたとおり、令和5年第4回町議会定例会で、「幕別町附属機関設置条例」を改正し、「幕別町義務教育学校開校準備委員会」を附属機関として加えることについて、議決されたところでありますが、条例に基づき、議案に記載の9人を委嘱しようとするものであります。

委員につきましては、はじめに、「地域の保護者代表」として、幕別小学校、PTA会長の三好政幸氏、幕別中学校、PTA会長の三井央一氏、幕別中央保育所、保護者の千葉聖奈氏、幕別わかば幼稚園、PTA会長の武田由記氏、次に、「関係団体の代表者」として、まぐべつ学園運営協議会、会長の森廣幸氏、次に、「識見を有する者」として、元幕別中学校、校長の斉藤博氏、元幕別町教育員会の学校教育推進員の吉村泰之氏、なお、この方は、十勝教育局の指導監でもありました。次に、元幕別小学校校長で、元幕別町教育員会の学校教育推進員でもありました中村吉昭氏、元幕別中学校PTA会長の小山秀樹氏であります。

今後、他の学園での義務教育学校の開校の際にも同様に設置することを考慮し、条例上の定数は「10人以内」となっておりますが、この度の、まぐべつ学園に関する開校準備委員会は、以上の9人としたところであります。

今回委嘱いたします委員の任期につきましては、令和5年12月26日から、審議終了までであります。この度の、義務教育学校につきましては、令和8年4月の開校を目指しておりますので、最長でも令和8年3月までの2年4か月となる予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第93号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第93号については、原案のとおり可決しました。

次に、日程第16、議案第94号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。議案については、以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第18回教育委員会会議を閉じます。